

非常変災時における対応について

1 特別警報・暴風警報発令時における対応

- (1) 午前7時に滋賀県に「特別警報」または「暴風警報」が発令中の場合は、始業時刻を繰り下げ、生徒は「自宅待機」とします。

ア 始業時刻の繰り下げ

午前7時から午前10時までに滋賀県の「特別警報」・「暴風警報」が解除されたときは、「安全を確認して登校」させてください。

ただし、解除後であっても被害が著しく危険が予測され、登校が困難な場合は無理な登校をせず家庭で待機するとともに、その旨を学校へ連絡してください。

イ 臨時休業

午前10時においてもなお滋賀県に「特別警報」・「暴風警報」が発令中の場合は「臨時休業」とします。

- (2) 終業時刻の繰り上げ(生徒の登校以後)

警報の発令前であっても、気象情報に応じて、教育活動の停止もやむを得ないと校長が判断した場合は、終業時刻を繰り上げて、すぐに下校するよう生徒に指示をします。

2 その他の警報(大雨、洪水、大雪等の警報)の発令時における措置

原則として「平常通り授業を実施」しますので、居住地や通学路等の安全に十分気をつけながら登校させてください。ただし、これらの警報が発令された場合は、居住地や通学路に、災害による被害の発生が予測され、登校に危険が伴うと判断したときは、無理な登校をせず家庭で待機するとともに、その旨を学校へ連絡してください。

- ※ 特に、前日からテレビ、インターネット等により状況をよく把握しておいてください。当日、テレビのデータ放送の気象情報などで警報の発令については確認できます。
- ※ 平素から、災害時に居住地や通学路の状況を把握し、安全に対する的確な判断ができるよう、防災に関する心の備えをしておいてください。
- ※ 平時でも、公共交通機関の乱れによる遅刻は「公欠」とします。なお、公共交通機関以外の乗り物での遅刻は、「公欠」にならないこともありますので、ご注意ください。